

地方税法が一部改正

地方税法の一部が次のよう改訂されました。

◆個人の市民税
均等割の税率が二千円(改訂前一千五百円)に引き上げられました。これは、その税率が長期にわたりさえ改訂されたものです。

扶養控除の適用対象となる方の所得要件が三十三万円(改訂前三十万円)に引き上げられました。これにより、パートタイマーの主婦等給与収入だけでの方の主たる所得者の控除対象扶養親族としての要件は、年間給与収入として九十万円以下となりました。

白色申告をされている方の事業専従者控除限度額が四十五万円(改訂前四十万円)に引き上げられました。これにより、パートタイマーの主婦等給与収入として九十万円以下の所得者たる方の主たる所得者の控除対象扶養親族としての要件は、年間給与収入として九十万円以下となりました。

また土地については、評価替えによる新評価額によって課税を行いますと、税負担が急激に増加する場合もできますので、このた

め、五十九年度分を基礎に

して段階的に税負担が増加するような措置がとられ、負担は、その上昇率に応じて、五十九年度の一・一

倍、一・一五倍、一・二倍、

五倍、一・一倍、一・一五倍、一・二倍におさえられ

ることになりました。

お問い合わせ

税務課 内線2222

◆固定資産税・都市計画税
すでに広報でお知らせしましたように、今年は土地

家屋の三年に一度の評価替えの年にあたりますが、昭和五十七年以降の地価や建築費の動向などを織りこんで評価額を決めています。

ただし、既存の家屋については、増・改築などの特別の事情がない限り、五十年度の価格にすえ置かれます。

また土地については、評

価替えによる新評価額によ

て課税を行いますと、税負担が急激に増加する場合もできますので、このた

め、五十九年度分を基礎に

して段階的に税負担が増加するような措置がとられ、負担は、その上昇率に応じて、五十九年度の一・一

倍、一・一五倍、一・二倍、

五倍、一・一倍、一・一五倍、一・二倍におさえられ

ることになりました。

お問い合わせ

税務課 内線2222

◆納期忘れの防止に口座振替を利用ください

お申込みはお手もとの納付書と預金通帳使用印とを

ご持参のうえ、銀行など金融機関の窓口で手続きして下さい。

お